

中野市農商工連携共同研究事業補助金交付要綱

令和5年3月3日告示第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における農業、商業及び工業の連携による新商品開発、販路拡大の促進を図るため、団体が実施する調査研究事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。次号において「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 農林漁業者 法第2条第2項に規定するものをいう。

(成果の指標)

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、新商品開発、販路拡大の促進に繋がる調査研究事業の実施件数とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるものは、市内に住所を有する中小企業者及び農林漁業者で構成する団体とする。

(補助対象事業、経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、新商品の開発、販路拡大の促進のために必要な調査研究事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費及び補助金額等は、次の表のとおりとする。ただし、他の補助金の交付対象となるものは除く。

対象経費	補助金額
事業の実施に要する経費（旅費、講師旅費及び謝礼、会場費、消耗品費、印刷製本費等）	対象経費の2分の1以内とし、20万円を限度とする。

3 補助金の交付は、1団体につき同一年度内1回に限る。

(補助金交付の申請)

第6条 規則第3条の申請書は、中野市農商工連携共同研究事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 参加事業者名簿

(事業の変更等)

第7条 規則第5条第3号の承認を受けようとする場合は、中野市農商工連携共同研究事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第3号の要綱で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金額に変更を及ぼさない補助事業に要する経費の配分の変更
- (2) 補助事業の成果に低下をもたらさない内容の細部の変更

(実績報告)

第8条 規則第10条の実績報告書は、中野市農商工連携共同研究事業実績報告書(様式第3号)によるものとする。

2 規則第10条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収支決算書
- (3) 経費の支払を証する書類
- (4) 事業の実施状況が確認できる書類

(補助金交付の請求)

第9条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市農商工連携共同研究事業補助金交付請求書(様式第4号)により行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。